

6 答 申 第 1 号
令和6年4月17日

福津市教育委員会
教育長職務代理者
青 木 一 乗 様

福津市情報公開・個人情報保護審査会
会長 中 村 英 樹

福津市情報公開条例第16条の2第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年2月21日付5福教総第805号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

「1. 教育委員会会議録（令和3年10月、11月、12月、令和4年9月、10月、11月）」及び「2. 教育財産取得に係る申出書（宮司2－3区）」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

福津市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和5年12月18日付5福教総第653号で行った部分公開決定は妥当である。

2 審査請求及び当審査会の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年11月30日、実施機関に対し、①「◎教育委員会会議録（R3年10月、11月、12月、R4年9月、10月、11月）」、②「◎教育財産取得に係る申出書（宮司2－3区）」について、情報公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、①について「教育委員会会議録に記された教育委員直筆の署名」を、②について、請求対象情報と特定した「教育財産の取得について（新設小学校建設事業）」と記載された教育長が市長へ申出を行った際に提示した書類（以下「当該申出書」という。）のうち「財産取得対象地中に記された地権者氏名」を、福津市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項の個人情報に該当する情報として公開しない部分を除き、部分公開決定を行い、その旨を審査請求人に部分公開決定通知書（令和5年12月18日付5福教総第653号）により通知した。
- (3) 審査請求人は、「①教育委員会定例会会議録（令和3年10月・11月の議題「協議 新設校について」に係る議事録の開示。」及び「②教育委員会が市長に提出した宮司地区（2・3区）への小学校新設についての『申出書』の開示。」を求め、令和6年2月14日付審査請求書を情報コーナーに提出した。情報コーナーは、記載事項について不備がないか確認した上、審査請求書を受付した。その後、情報コーナーは、主管課である教育総務課に送付し、同課は令和6年2月15日付けで審査請求書を受理した。
- (4) 実施機関は、福津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に福津市情報公開審査諮問書（令和6年2月21日付5福教総第805号）を送付した。その諮問書には、情報公開請求書の写し、部分公開決定通知書の写し、審査請求書の写し、弁明書を添付した。
- (5) 実施機関は、審査請求人に対し、令和6年2月21日付けで、条例第16条の2第3項の規定により、審査会に諮問した旨を通知した。
- (6) 審査会事務局は、審査請求人に対し行政不服審査法第29条第5項の規定に基づき、実施機関から提出された弁明書を送付するとともに、同法第30条第1項の規定により、弁明に対し反論がある場合には反論書を、同

法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を、令和6年3月11日までに提出するよう通知した。

- (7) 審査請求人は、令和6年3月11日、審査会に対し弁明書に対する反論書を提出した。
- (8) 参加人が、令和6年3月11日、審査会に対し行政不服審査法第13条第1項の規定により、審査請求に係る処分につき利害関係を有するものとして、参加人の申請を行い、審査会事務局はこれを受付した。また、同日付けで同法第30条第2項の規定による意見書を提出した。
- (9) 審査請求人及び参加人は、令和6年3月11日、審査会に対し口頭意見陳述申立書を提出した。
- (10) 審査会は、参加人の申請を許可し意見書を受理した。その上で、口頭意見陳述の申立てについて、令和6年3月21日付けで、審査請求人及び参加人並びに実施機関に対し、口頭意見陳述を開催する期日及び場所を指定し、口頭意見陳述を実施する旨を通知した。
- (11) 審査会は、令和6年4月5日、申立人に対し口頭意見陳述の機会を付与した。

3 審査請求の趣旨

- ① 教育委員会定例会会議録（令和3年10月・11月）の議題「協議 新設校について」に係る議事録（以下「本件議事録」という。）の開示。
- ② 教育委員会が市長に提出した宮司地区（2・3区）への小学校新設についての『申出書』（以下「本件申出書」という。）の開示。

4 審査請求人の主張

審査請求人の主張は概ね以下のとおりである。

（1）審査請求書における主張

本件議事録及び本件申出書の開示請求を行ったが、教育委員会は、本件議事録及び本件申出書は存在しないとして非開示とした。現在、行政機関に限らず一般企業においても、日々の諸活動は、文書（紙媒体以外の図画、フィルム、電子的・磁氣的記録などを含む）を通じて行われている。情報公開が進み、行政機関も民間部門も強くアカウンタビリティが求められている中、証拠的価値をもつ文書に基づき諸活動が行われるべきであるとする「文書主義の原則」は当市においても遵守されていると確信している。

従って、本件議事録及び本件申出書は紙媒体または電子的・磁氣的に記録されていると考え、開示請求を行うこととした。

また、令和３年１０月・１１月の教育委員会定例会（以下「本件定例会」という。）において、「協議 新設校について」の議案内容は、庁内での協議が終了していないことを理由に非公開とした。しかし、令和６年２月１４日時点では、庁内での協議は終了しているので、教育委員会が同議案の本件議事録を非開示にする理由はない。

（２）反論書における主張

審査請求人が本件議事録及び本件申出書の開示についての審査請求を行った目的は、教育委員会が『福津市学校施設等整備計画（令和３年３月）』において学校新設候補地としてあげていた「竹尾緑地」、「中央公民館敷地」、「手光の田園地帯」を排除して、看過できない問題が発生している宮司地区（２・３区）への小学校新設を地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第２１条第１号に基づき市長に申し出たことの検証を行うことにある。

① 本件議事録について

教育委員会は、教育委員会のホームページ上で公開している議事録が保存している議事録の原本と同一の内容であることの理解が得られるよう「署名委員の直筆の署名」のみを公開しない部分とした部分公開決定を行ったとしているが、これは本件議事録が存在しないことと、署名委員の直筆の署名は公開しないことを述べたもので、本件議事録を非開示とすることの正当性を主張しているものではない。

また、教育委員会は、本件議事録は存在しないと告げたが、「協議 新設校について」が教育委員会の公式会議である定例会の議題に上がっている以上、教育委員会は会議終了後、議事録を作成し、市民に公表するよう努めなければならない。

教育委員会定例会を非公開にできることは法第１４条第７項に規定されているが、この条文の規定が議事録の非公開まで及ぶとは解釈しない。

また、教育委員会は案件を非公開とした場合に議事録を作成していないと述べているが、議事録を作成する必要があるということは、法の何条において規定されているのかを知りたい。議事録の非存在の正当性を証していない。

② 本件申出書について

開示請求している本件申出書は、審査請求書に参考資料として添付した令和２年５月２１日付２福教総第７３号の『申出書』（以下「令和２年申出書」という。）で、教育委員会が教育財産取得のために市長に提出する文書である。

拠って、条例第10条第1項に規定する個人情報該当する事項は記載されていない。

教育委員会は、法第28条第2項の申出は書面で行わなければならないと規定されておらず、学校用地取得のための具体的な場所等の資料を提示し教育長が市長に口頭で申し出たと述べているが、行政機関の諸活動は文書主義をとっているので、教育委員会は、法第21条第1号において宮司地区（2・3区）に小学校を新設することを決定し、法第22条第4号の権限を持つ市長に文書で教育財産の取得を申し出なければならない。

審査請求人が求めている資料は、文書主義に照らすと当然存在する。情報公開が進む中、これ等の資料が存在しないことは、行政機関に求められているアカウンタビリティ機能が福津市においては今一步の段階にあると理解する。

5 実施機関（処分庁）の主張

（1）本件議事録について

法第14条第9項は、「教育長は、教育委員会の会議終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」と規定しているところ、議事録（会議録）の記載事項や公表方法などは各教育委員会に委ねられていると解することができ、教育委員会議事録の作成、記載事項及び公表については、福津市教育委員会会議規則（以下「規則」という。）第15条から第18条までに定められた内容に則って実施している。

また、法第14条第7項は会議の公開について、「教育委員会の会議は、公開する。ただし人事に関する案件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」、同条第8項は「前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。」と規定している。

非公開案件とする際は、討論を行わずにその可否を決する必要がある、その発議を行う際には、当該案件がどのような内容であるかをより明確にするため、教育委員会事務局が条例に規定された分類を使用し説明を行った上で「公開」「非公開」について委員による採決を行っており、案件自体を非公開とすることで、外的要因の影響を受けず、中立的な立場から自由で率直な意見交換が行われることを可能とするために、本件定例会において「案件を非公開とする」議決が行われたものである。

この場合において、規則第16条第1項に規定する指名された事務職員は、公開の予定がない非公開案件について、議事録の作成自体を行っていない。

その上で、令和3年第13回及び第14回福津市教育委員会定例会議事録（以下「当該議事録」という。）は、規則第16条第2項に規定する署名がなされ、規則第18条ただし書きに規定する委員からの記載内容に対する異議の申出もなされていないものである。

（2）本件申出書について

本件の申出は、学校建設のための用地取得に関するものである。用地取得に関し、法第22条第4号は、教育財産の取得及び処分に関する事務は地方公共団体の長の職務権限としており、法第28条第2項は「地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。」と規定しているところ、当該申出が本件における「申出」である。

実施機関は、申出内容に当たる当該申出書について、条例第10条第1項に規定する個人情報に該当するとして「財産取得対象地中に記された地権者氏名」のみを公開しない部分とした部分公開決定を行ったものである。

本件申出に関し、宮司地区へ新設小学校を建設する方針自体は、令和4年6月及び11月に開催された市総合教育会議にて、既に市長と教育委員会の合意形成は図られており、また用地購入のための予算についても、令和4年12月に市議会で可決されている。

長の職務権限である「財産（用地）の取得（用地売買契約）」を行うためには、教育委員会が本件申出を行う必要があったため、その申出内容について、取得が必要な土地の範囲を具体的に明示した資料により、直前の教育委員会（令和5年1月定例会）で審議、可決し、この教育委員会での可決を受け、教育長が市長へ同一の資料を提示し申出を行っているものである。

法第28条第2項の申出は、書面で行わなければならないものとは規定しておらず、これらのことを踏まえると、本件学校建設のための用地取得は、両者が十分な協議の上、現実には財産を取得する行為を行ったものであると言える。

本件について、その必要なプロセス自体は法が規定していることに鑑みると、審査請求人が求めた情報は「どのようなプロセスで申出がなされたか」ではなく、「どのような内容の申出がなされたか」と推測することが自然であり、当該申出書を公開したものである。

6 審査経過

令和6年4月5日 第1回審査会

7 審査会の判断

(1) 本件議事録について

まず、本件の請求対象情報の特定について検討する。

当審査会は、本件にかかる情報公開請求書の記載により、請求対象情報が「教育委員会会議録」の令和3年10月、11月、12月及び令和4年9月、10月、11月分であることを確認した。実施機関は、当該議事録を請求対象情報と特定したうえで「教育委員会会議録に記された教育委員直筆の署名」のみを条例第10条第1項の個人情報に該当する情報として非公開とし、本件部分公開決定を行っているところ、当審査会で当該議事録の原本を見分した結果、請求対象情報の特定に問題はないと判断する。

次に、本件議事録の不存在について検討する。

審査請求人は、本件部分公開決定に対し当該議事録のうち「(非公開部分)」と記載された箇所について、その公開を求めているものである。

そこで、当審査会で当該議事録の原本と実施機関が部分公開したものとは比較し確認したところ、両者の間で「(非公開部分)」の記載に相違はなかった。また、実施機関が令和4年度から会議を非公開とした場合の議事録の作成について運用を改めている点からも、当該議事録において「(非公開部分)」と記載された箇所にかかる本件議事録は当時作成されておらず、当該議事録中に存在しないとする実施機関の説明に特段不合理な点はない。

したがって、実施機関が行った当該議事録の部分公開決定は妥当である。

(2) 本件申出書について

本件において実施機関は、「教育財産取得に係る申出書（宮司2－3区）」の公開請求に対し、当該申出書（「教育財産の取得について（新設小学校建設事業）」と記載された教育長が市長へ申出を行った際に提示した書類）を請求対象情報と特定したうえで、「財産取得対象地中に記された地権者氏名」のみを条例第10条第1項に規定する個人情報に該当する情報として非公開とし、本件部分公開決定を行っている。

これに対し審査請求人は、本件についても「令和2年申出書」に相当する情報が存在するはずであるとして、その公開を求めているものである。

実施機関によれば、本件申出に関してはその前段で令和4年12月に用地購入のための予算が市議会でも可決されていること、令和5年1月27日開催の教育委員会で本件教育財産の取得に関する申出について審議、可決されていることを踏まえて、教育長が市長へ当該申出書を提示し口頭で申出を行ったため、本件申出書は作成されておらず存在しないとされている。本件申出書が存在しないことに関する実施機関の説明に特段不合理な点はない。

したがって、実施機関が行った当該申出書の部分公開決定は妥当である。

8 結論

以上のとおりであるから、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

以上

福津市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 中 村 英 樹

委 員 岩 城 和 代

委 員 相 澤 直 子

委 員 後 藤 健 太 郎